

坂井市 I C T 活用推進計画

**福井県坂井市
令和 2 年 3 月**

目 次

1	坂井市 I C T活用推進計画の策定にあたって	1
1)	計画策定の背景	1
2)	本市の現状と課題	2
3)	本市のこれまでの情報化に関する計画の推移	2
4)	本市のこれまでの情報化に関する取組	3
2	坂井市 I C T活用推進計画の目的	5
3	坂井市 I C T活用推進計画の位置付け	6
1)	法令上の位置付け	6
2)	本市の計画における位置付け	7
4	坂井市 I C T活用推進計画の計画期間	8
5	坂井市 I C T活用推進計画の推進体制	9
6	I C T及び官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	10
7	坂井市 I C T活用推進計画の基本理念等	12
1)	基本理念	12
2)	基本目標	13
3)	体系（基本理念・基本目標・個別政策）	13
8	I C T及び官民データ活用の推進に係る個別政策（取組項目）	14
1)	基本目標：みんなで未来につなぐまちづくり〔共生・協働分野〕	14
2)	基本目標：互いに思いやり支え合うまちづくり〔福祉分野〕	18
3)	基本目標：学ぶ意欲を支えるまちづくり〔教育分野〕	20
4)	基本目標：自然と共生できるまちづくり〔環境分野〕	22
5)	基本目標：地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり〔産業分野〕	23
6)	基本目標：安全で快適な暮らしを支えるまちづくり〔都市基盤分野〕	25
9	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	29
10	用語説明	30

1 坂井市 ICT 活用推進計画の策定にあたって

1) 計画策定の背景

近年、ICT*（情報通信技術）をめぐる技術の進歩は、私たちの想像を超えるスピードで進展しています。特に、スマートフォンが世の中に登場してからの約 10 年間では、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まって、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる分野で ICT が大きな影響を与えてきました。

また、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、「モノのインターネット（IoT*：Internet of Things）」、「人工知能（AI*：Artificial Intelligence）」、「ビッグデータ*」の活用につながり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。

こうした状況をふまえ、平成 28 年 12 月、国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号。以下、「基本法」という。）が、公布・施行されました。基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ*活用の推進に関する計画の策定を求めています。

これを受け、国は、平成 29 年 5 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、平成 30 年 6 月には「官民データ活用推進基本計画」を「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」として変更しました。基本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、IT（情報技術）を活用した社会システムの抜本改革を掲げています。

本市においても、基本法第 9 条第 3 項の規定に基づき、本市内における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として「坂井市 ICT 活用推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定することにより、事務負担の軽減、地域課題の解決、市民並びに事業者の利便性の向上に寄与することを目指します。

なお、本計画は、「第 1 次坂井市情報化計画」（平成 20 年 3 月策定）及び「第 2 次坂井市情報化計画（平成 25 年 3 月策定）」を引き継ぐ、本市における地域情報化を推進する計画として策定されるものです。

2) 本市の現状と課題

平成 20 年（2008 年）をピークに全国の人口が減少に転じるなど、我が国が本格的な人口減少社会に突入するとともに、少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少により、社会を取り巻く状況は、急激に変化を続けています。

本市も例外ではなく、人口減少や少子高齢化の進展による地域経済の停滞、税収の減少及び社会保障費の増大等により、財政状況が厳しくなることが見込まれ、安定的な行政運営や行政サービスの提供に対する大きな課題となっています。

今後、人口減少社会にあっても、安定的な行政運営を確保しながら、行政サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上、行政の各種運用コストの削減、ICT 及び官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が重要となっています。

3) 本市のこれまでの情報化に関する計画の推移

① 第 1 次坂井市情報化計画【平成 20 年度～平成 24 年度】

平成 20 年 3 月に、坂井市として初めて策定した情報化計画です。

この計画では、基本理念を「ひととひと ころとところ まちとまちがつながる uーさかい」と定めて、本市の情報化推進や ICT を活用したまちづくりに取り組むことを目指しました。

② 第 2 次坂井市情報化計画【平成 25 年度～平成 29 年度】

平成 25 年 3 月に、第 2 次坂井市情報化計画を策定しました。

この計画では、基本理念をこれまでの「uーさかい」から「iーさかい」に更新し、市民が『助け合い』『支え合い』『出会い』『ふれ合い』、この 4 つの i（人と人のつながり）を ICT の活用を通じて、暮らしの豊かさや人と人のつながりを実感でき、活力をもって、新たな創造・革新に自発的に取り組める坂井市を目指しました。

4) 本市のこれまでの情報化に関する取組

本市では、これまで2度にわたって策定された「坂井市情報化計画」に基づき、次のとおり、情報化の推進に関する施策に取り組みました。

① 市民サービスの向上に関する主な取組

年 度	内 容
平成 18 年度	電子申請・施設予約サービス(ふく e-ねっと)の共同運用開始
平成 20 年度	坂井市 Web Map の公開開始
平成 21 年度	さかい地域 SNS*「わいわ e-ねっとさかい」の運用開始
平成 23 年度	4 税のコンビニ収納の開始
平成 25 年度	坂井市オープンデータ*の公開開始
平成 28 年度	坂井市ホームページの全面リニューアル
平成 29 年度	統一した SSID*名(Sakai_Free_Wi-Fi)による公衆無線 LAN* (Wi-Fi*)サービスの提供開始
平成 29 年度	証明書コンビニ交付サービスの開始

② 行政運営の簡素化・効率化に関する主な取組

年 度	内 容
平成 19 年度	庁内統合型 GIS*の運用開始
平成 21 年度	福井県電子入札システムの共同運用開始
平成 22 年度	市内 4 図書館統合システムの運用開始
平成 23 年度	自治体クラウド*による「総合行政情報システム」の共同運用開始
平成 24 年度	単独クラウドによる「内部情報システム・上下水道総合システム」の運用開始
令和元年度	新庁舎情報ネットワーク環境構築業務に着手

③ 情報通信基盤の整備に関する主な取組

年 度	内 容
平成 17 年度	4 町間を結ぶ CATV 網によるネットワークの構築
平成 26 年度	公衆無線 LAN 環境の整備（市内 4 図書館）
平成 28 年度	防災行政無線デジタル化の整備完了
平成 29 年度	公衆無線 LAN 環境の整備（本庁及び支所）
平成 29 年度	公衆無線 LAN 環境の整備開始（市内コミュニティセンター）

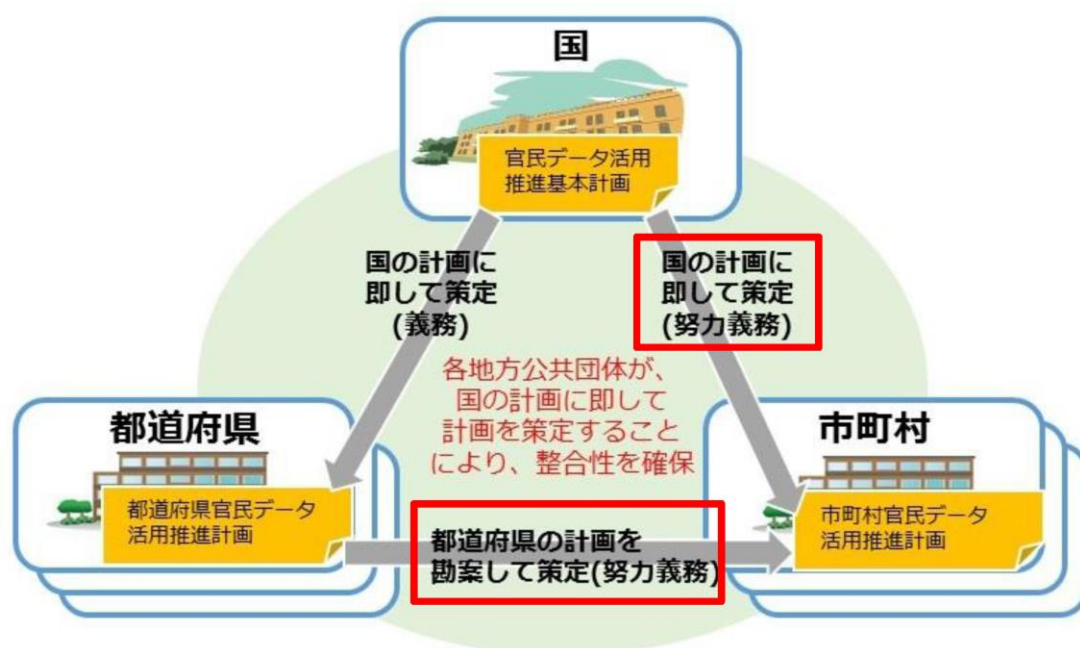
④ 情報化及び情報セキュリティ対策に関する主な取組

年 度	内 容
平成 18 年度	坂井市情報化推進委員会設置要綱の制定
平成 18 年度	坂井市情報セキュリティポリシーの制定
平成 19 年度	第 1 次坂井市情報化計画の策定(平成 20 年度～24 年度)
平成 24 年度	第 2 次坂井市情報化計画の策定(平成 25 年度～29 年度)
平成 28 年度	自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化への対応 ： LGWAN*接続系と個人番号利用事務系の分離 ： LGWAN 接続系とインターネット接続系の分離
平成 29 年度	福井県情報セキュリティクラウドへの参加

2 坂井市 ICT 活用推進計画の目的

本計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）」を受けて、本市内の ICT 及び官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と本市の施策、福井県の施策と本市の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や行政及び民間のサービス水準の向上につなげ、市民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化につなげることを目的としています。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供やさらなる業務の効率化を通じ、本市が抱える諸問題の解消を目指します。



<図 国及び市町村官民データ活用推進計画の関係>

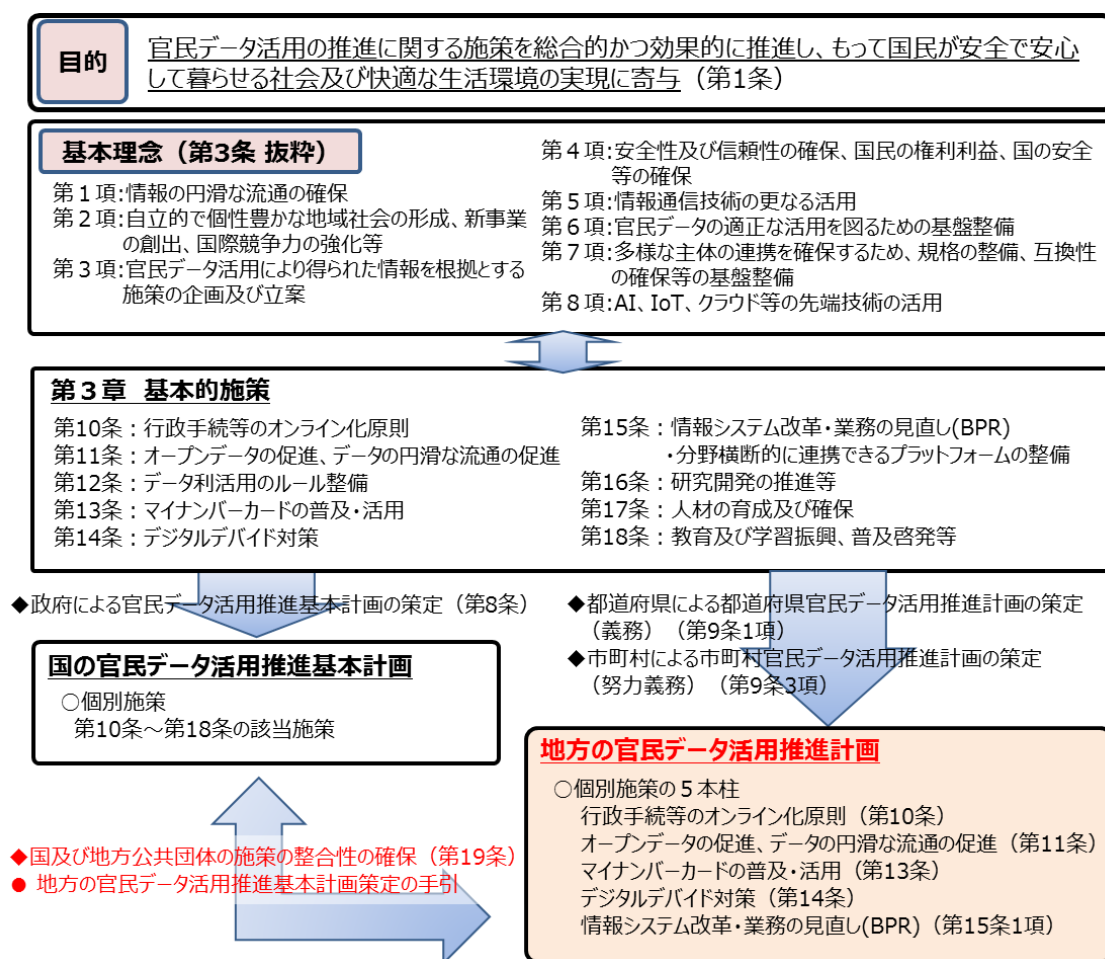
出典：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

市町村官民データ活用推進計画策定の手引（令和元年10月）

3 坂井市 ICT 活用推進計画の位置付け

1) 法令上の位置付け

本計画は、基本法第9条第3項の規定に基づき、本市における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として策定するものです。



<図 官民データ活用推進基本法と市町村官民データ活用推進計画の関係イメージ>

出典：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

市町村官民データ活用推進計画策定の手引（令和元年10月）

2) 本市の計画における位置付け

本計画は、ICT 及び官民データ活用の観点から、本市の最上位計画である「第二次坂井市総合計画(2020 年度～2029 年度)」(以下、「第二次総合計画」という。)において定める本市の将来像『輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～』の実現に向けた各施策を推進するための下支えとなる個別計画として策定されるものです。

本計画では、本市の各種計画等との情報共有や整合性を図りながら、ICT 及び官民データ活用の推進に関する基本的な方針や具体的な施策等について定めます。

また、本計画は、これまで策定された「第1次坂井市情報化計画」(平成20年3月策定)及び「第2次坂井市情報化計画(平成25年3月策定)」を引き継ぐ、本市における地域情報化を推進する計画として策定されるものです。



<図 坂井市 I C T活用推進計画と第二次坂井市総合計画の位置付け>

4 坂井市 ICT 活用推進計画の計画期間

本計画の計画期間は、第二次総合計画の前期基本計画の期間に合わせて、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

ただし、ICT における技術的な進展や社会情勢の急激な変化、さらには国・県の動向をふまえながら取組を推進する必要があるため、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
第二次坂井市総合計画基本構想 10 年間									
前期基本計画 5 年間					後期基本計画 5 年間				
第二次総合戦略 5 年間					第三次総合戦略 5 年間				
坂井市 ICT 活用推進計画 5 年間									

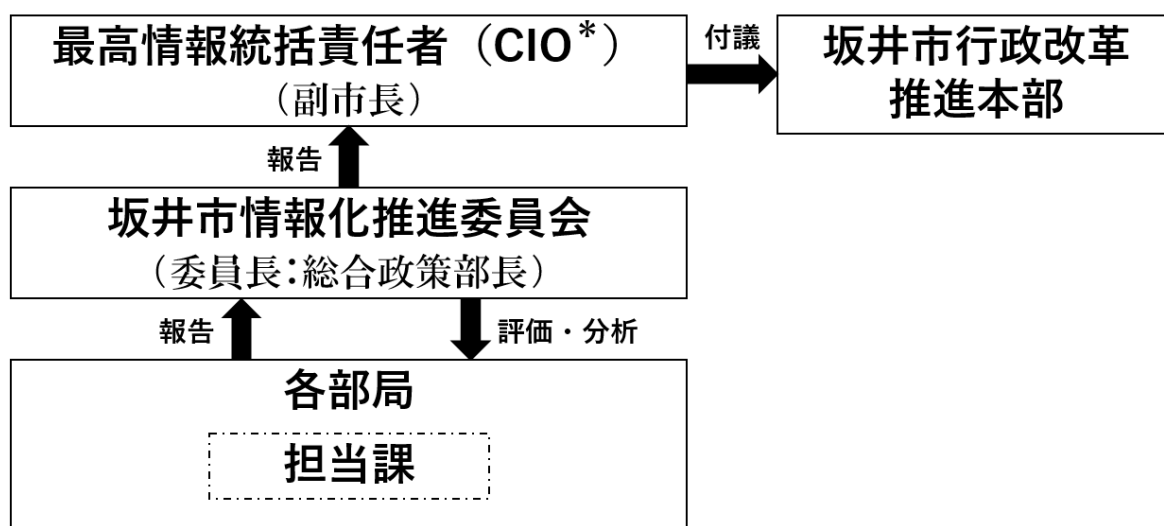
<図 坂井市 ICT 活用推進計画及び第二次坂井市総合計画の計画期間>

5 坂井市 ICT 活用推進計画の推進体制

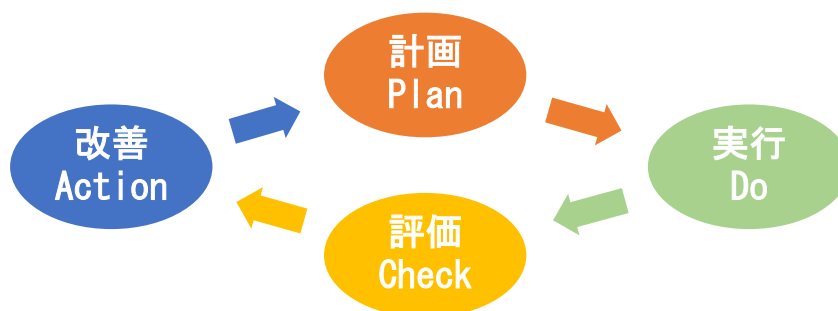
本計画の推進にあたっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となりますが、それはあくまでも ICT 及び官民データ活用の推進に伴う本市の経済の活性化や業務効率の向上のための「手段」に過ぎません。

一方、本計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠となります。そのため、「坂井市情報化推進委員会（委員長：総合政策部長）」において全庁的な連携を図りながら、情報化施策の推進を図ります。

また、年度ごとに各部局から施策の報告を受け、坂井市情報化推進委員会を中心に、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）による「PDCA サイクル」を実施することにより、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行います。



<図 坂井市 ICT 活用推進計画の推進体制>



<図 PDCA サイクル>

6 ICT 及び官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

本計画における、ICT 及び官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針は、次のとおりとします。

① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR*）を推進します。

② 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

本市では、既にオープンデータに関する取組を実施していますが、様々な主体が官民データを容易に活用できるようにするため、国が策定した「オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年 6 月 7 日改定。）」等をふまえ、本市が保有するデータのオープンデータ化をさらに推進します。

③ 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

「マイナンバーカードの普及とマイナンバー*の利活用の促進に関する方針（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議）」等をふまえ、国は、令和 2 年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和 3 年 3 月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「マイナンバーカード交付円滑化計画」の策定を要請しています。

本市においては、国からの要請により策定した「マイナンバーカード交付円滑化計画」に沿った施策を実施することにより、行政の事務負担の軽減及び市民の利便性の向上に努めます。

また、マイナンバーカードを活用して市民の利便性の向上や地域の活性化を図るため、国が実施するマイキープラットフォーム*を活用した施策の推進に取り組みます。

④ 利用の機会等の情報格差の解消に係る取組（デジタルデバイド*対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件、その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における情報格差の解消に向けた取り組みを推進します。

⑤ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や業務の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し(BPR)及び情報システムの改革を推進します。

具体的には、情報システムについては、引き続きクラウド化などの共用化を促進することにより、情報システムの運用経費の削減、セキュリティ水準の向上及び災害時における業務継続性の確保を図ります。

また、円滑な情報連携、システム間の情報連携による業務の利便性の向上及びコストの削減に係る効果が期待できるため、各種データの標準化（共通語彙基盤*、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム*標準仕様、中間標準レイアウト*仕様への準拠等）に向けた取り組みを推進します。

7 坂井市 ICT 活用推進計画の基本理念等

1) 基本理念

本計画は、第二次総合計画において定める坂井市の将来像の実現に向けた各施策を推進するための下支えとなる個別計画として、また、これまでの「坂井市情報化計画」を引き継ぐ、本市における地域情報化を推進する計画として策定されるものです。

そこで、これまでの「坂井市情報化計画」における基本理念を継承するとともに、ICT の活用の推進に着実に取り組むことにより、全ての市民が安全・安心にデジタル化の恩恵を享受しながら、まちづくりの基本である「人と人のつながり」と坂井市の「住みよさ」をさらに高めることができるデジタル社会の実現を目指すため、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

「ひととひと こころとこころ まちとまちがつながる ^リre-さかい」

「^リre-さかい」とは？

新しい時代である「令和 (reiwa)」を迎え、これまでの行政サービスや行政の在り方を含めた社会全体のリノベーション（革新：renovation）が求められる中、坂井市が有する豊富なリソース（資源：resource）を最大限に活かしながら、ICT の活用によるデジタル化をこれまで以上に推進することにより、全ての市民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会「re - さかい」の実現（realize：リアライズ）を目指します。

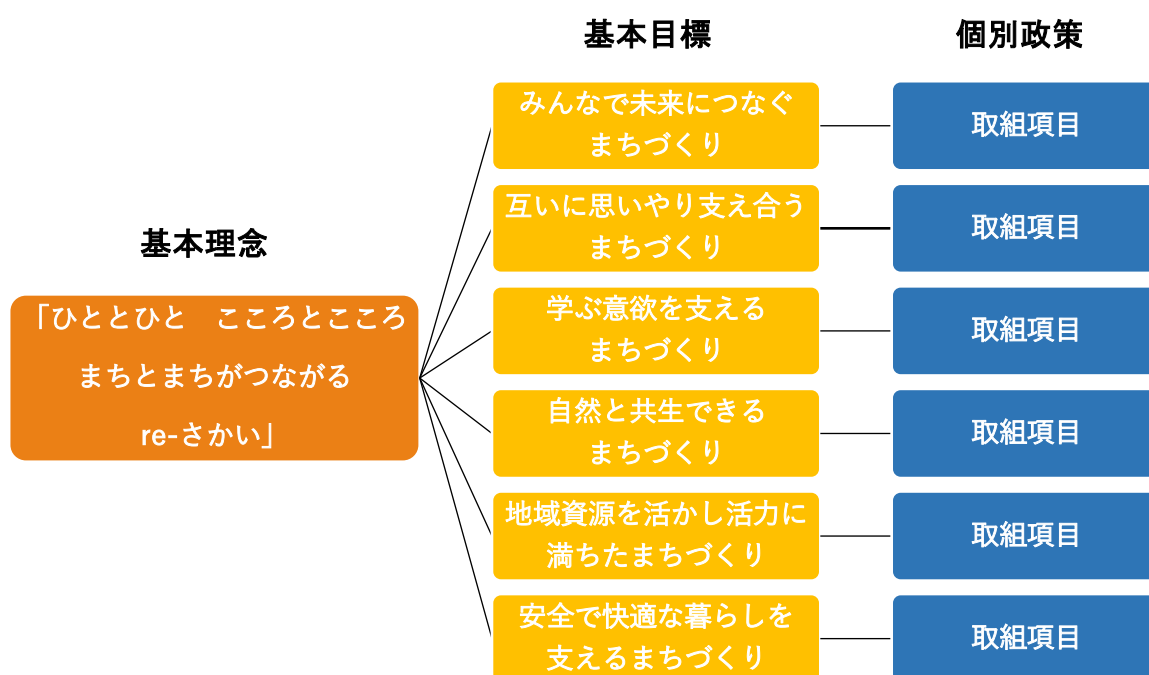
2) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

なお、本計画の基本目標は、第二次総合計画の基本構想において定める6つの施策に準拠しています。

- ① みんなで未来につなぐまちづくり
- ② 互いに思いやり支え合うまちづくり
- ③ 学ぶ意欲を支えるまちづくり
- ④ 自然と共生できるまちづくり
- ⑤ 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり
- ⑥ 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

3) 体系（基本理念・基本目標・個別政策）



<図 坂井市 ICT 活用推進計画の体系図>

8 ICT 及び官民データ活用の推進に係る個別政策（取組項目）

本計画における基本理念「re-さかい」の実現に向けて、次のとおり個別政策（取組項目）に取り組めます。

個別政策のうち、国が目指すべき未来社会の姿として提唱している「Society5.0*」の実現に向けた取組（行政手続等のオンライン化や RPA*などの先進情報技術の活用等）及び行政サービスと市民の利便性の向上に向けた取組（本庁舎の整備にあわせた総合窓口システムの導入や各種アプリ*の開発及びマイナンバーの普及促進等）については、重点的に推進することとします。

なお、個別政策は、「PDCA サイクル」の実施による各個別政策の評価・分析の結果や ICT の技術的な進展、社会情勢の変化及び国・県の動向をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

1) **基本目標** みんなで未来につなぐまちづくり 【共生・協働分野】

① 誰もが暮らしやすい共生社会の推進

取組項目 1	QR コードを活用した各種イベント参加申込の受付
取組内容	スマートフォン等を利用する若い世代が容易に各種イベントの参加申込を行うため、募集案内チラシや市ホームページ等に福井県電子申請サービスの QR コードを掲載します。
目指す成果	男女共同参画事業及び女性活躍推進事業等の各種イベント参加者に対する利便性の向上を図るとともに、男女共同参画や女性活躍に関する普及啓発を推進します。
主な担当課	総合政策部まちづくり推進課女性活躍推進室

② 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進

取組項目 1	ホームページを活用した情報発信の強化
取組内容	ホームページの改善に向けて、画面の表示、ページの分類及びカテゴリー等を精査するとともに、情報の整理・更新を行います。また、問い合わせが多い事項についての FAQ*の利用度を高めるとともに、アクセシビリティ*への意識向上を図るため、職員研修を実施します。
目指す成果	行政情報の積極的な発信を通じて市政への理解を深めるとともに、市民の利便性の向上を図ります。
主な担当課	総務部秘書広報課

取組項目 2	コミュニティセンターにおける Wi-Fi 環境の整備
取組内容	コミュニティセンター内の共有スペースに、Wi-Fi 環境（無料公衆無線 LAN 環境）を整備します。
目指す成果	コミュニティセンター内に、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える、利便性の高い快適な空間の創出を図ります。
主な担当課	総合政策部まちづくり推進課

③ 国際・都市間交流の推進

取組項目 1	市役所窓口サービスの多言語化の推進
取組内容	市役所を訪れる外国籍の市民等との多言語による意思疎通を図るため、ICT 機器（多言語翻訳機等）を活用した窓口サービスを導入します。
目指す成果	市役所を訪れる外国籍の市民等の利便性の向上と適切で分かりやすい行政サービスの提供に努めます。
主な担当課	総務部総務課

取組項目 2	翻訳機を活用した外国籍の園児に対する保育サービスの充実
取組内容	日本語がほとんど話せない外国籍の保護者や園児とのコミュニケーションを図るため、必要に応じ、公立園に翻訳機を整備します。
目指す成果	保育園における外国籍の保護者及び園児との意思疎通を図るとともに、外国籍の園児に対する保育サービスの充実を図ります。
主な担当課	市民福祉部子育て支援課

④ 関係人口の拡大と住みよさの実感

取組項目 1	市勢要覧を活用した情報発信の強化
取組内容	令和 2 年 3 月の市勢要覧の全面リニューアルにあわせて、紙面に掲載されている写真の一部に QR コードを設けることにより、スマートフォンなどで動画や 360 度 VR*画像を視聴できるようにします。
目指す成果	魅力ある本市の風景や雰囲気に触れてもらうことにより、本市の魅力を分かりやすく伝え、知名度のアップやイメージの向上を図ります。
主な担当課	総務部秘書広報課

取組項目 2	インターネットを活用した UIJ ターン就職希望者に対する情報発信の強化
取組内容	市ホームページや SNS（坂井市公式フェイスブック等）を活用して、全国に向けて本市の魅力や住みよさを発信し、UIJ ターン就職希望者等に対して本市の PR を行うとともに、移住・定住に関する情報の提供を行います。
目指す成果	UIJ ターン就職希望者や若い世代に対して本市の魅力や住みよさを PR することにより、移住・定住の促進を図ります。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 3	SNS を活用した情報発信の強化
取組内容	本市のイベント情報や魅力、住みよさを全国に PR するため、SNS を活用した積極的な情報発信の強化に努めます。
目指す成果	本市の魅力や住みよさを全国に PR するとともに、関係人口の創出と拡大を図ります。
主な担当課	総合政策部シティセールス推進課

取組項目 4	インターネットを活用した婚活・結婚支援
取組内容	独身男女に対する広報媒体として効果的である SNS や市ホームページを婚活事業のイベント告知に活用するとともに、県と連携した取り組みを行います。
目指す成果	男女の出会いのきっかけとなる場を創出し、独身男女の婚活及び結婚に対する支援を行います。
主な担当課	総合政策部まちづくり推進課女性活躍推進室

⑤ 効率的な行財政運営の推進

取組項目 1	RPA 導入による業務の効率化
取 組 内 容	業務の効率化が見込める業務に対し、RPA 及び AI-OCR*を導入します。
目指す成果	業務の効率化及び時間外勤務の縮減を図ります。
主な担当課	総務部行政経営課

取組項目 2	庁内統合型 GIS システムを活用した業務の効率化
取 組 内 容	操作研修会の開催及び業務担当課に対する技術的助言等を通じ、庁内業務における GIS システムの活用を推進します。
目指す成果	庁内業務の効率化・高度化及びコストの削減を推進するとともに、質の高い行政サービスの提供に努めます。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 3	税申告及び賦課資料の電子化の推進
取 組 内 容	国税連携システムへのデータ送信及び法務局登記情報データの基幹系システム*への取込を実施するとともに、各種の税申告・申請の電子化により、申告・申請から納付に結び付くシステムの検討を行います。
目指す成果	税申告及び賦課資料の電子化を推進することにより、市民の利便性の向上と事務の効率化を図ります。
主な担当課	財務部課税課

取組項目 4	市税の納付方法の多様化の推進
取 組 内 容	スマホ決済やクレジットカード収納など、納付チャネルの新規導入による市税の納付方法の多様化を推進します。
目指す成果	納税者の利便性と市税の収納率の向上を図ります。
主な担当課	財務部納税課

取組項目 5	市役所における Pay-easy*（ペイジー）口座振替受付サービスの導入（市税）
取 組 内 容	納税者が金融機関に出向くことなく、市役所にて口座振替の手続を即時に完了させることができるよう、市役所窓口で Pay-easy 端末を設置します。
目指す成果	納税者の利便性の向上、市税の口座振替の推進及び事務負担の軽減を図ります。
主な担当課	財務部納税課

取組項目 6	公立園への保育業務システムの導入
取 組 内 容	業務の効率化を図るため、登降園管理や発達記録、指導計画の作成などの業務を支援する保育業務システムを公立園に導入します。
目指す成果	保育士の事務負担の軽減と保育士の時間と心に「ゆとり」を持たせることにより、保育の質の向上及び子どもの健全な育成を図ります。
主な担当課	市民福祉部子育て支援課

取組項目 7	私立園への保育業務システムの導入支援
取 組 内 容	業務の効率化を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理などの業務を支援する保育業務システムを導入する私立園に対し、支援を行います。
目指す成果	保育士の事務負担の軽減と保育士の時間と心に「ゆとり」を持たせることにより、保育の質の向上及び子どもの健全な育成を図ります。
主な担当課	市民福祉部子育て支援課

取組項目 8	上下水道料金の納付方法の多様化の推進
取 組 内 容	スマホ決済やクレジットカード収納など、納付チャネルの新規導入による上下水道料金の納付方法の多様化を推進します。
目指す成果	上下水道使用者の利便性と上下水道料金の収納率の向上を図ります。
主な担当課	建設部上下水道課

取組項目 9	市役所における Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスの導入（上下水道料金）
取 組 内 容	上下水道使用者が金融機関に出向くことなく、市役所にて口座振替の手続を即時に完了させることができるよう、市役所窓口に Pay-easy 端末を設置します。
目指す成果	上下水道使用者の利便性の向上、上下水道料金の口座振替の推進及び事務負担の軽減を図ります。
主な担当課	建設部上下水道課

取組項目 10	議会タブレット端末の整備
取 組 内 容	ペーパーレス議会の実施及び議会内の情報伝達の効率化を図るため、議会タブレット端末の整備を行います。
目指す成果	ペーパーレス化による効率的な議会の運営及び議会内の情報共有と情報伝達の効率化を推進することにより、議会の活性化を図ります。
主な担当課	議会事務局

2) 基本目標 互いに思いやり支え合うまちづくり 【福祉分野】

① 地域福祉の充実

取組項目 1	子育て情報配信アプリを活用した子育て情報の発信
取組内容	子育て世帯への情報発信や保護者及び関係者等との情報交換の場を提供するアプリを作成し、サービスを提供するとともに、アプリの利用を促進します。
目指す成果	子育て世帯の負担軽減、不安感や孤立感の解消を図るとともに、情報配信の高度化、省力化及びコスト削減に努めることにより、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実を目指します。
主な担当課	市民福祉部子育て支援課

取組項目 2	認知症高齢者等見守りシステムの導入
取組内容	行方不明となった認知症高齢者等の早期発見と保護につなげるためのシステムを導入し、サービスを提供するとともに、システムの利用を促進します。
目指す成果	認知症高齢者等を地域全体で支える見守りネットワークを拡充します。
主な担当課	市民福祉部高齢福祉課

取組項目 3	聴覚障がい者に対する相談支援体制の充実
取組内容	聴覚障がい者等が、聞こえる者と同等に市に対し連絡を取ることができる体制を確保するため、ビデオ通話・文字チャット*を導入します。
目指す成果	手話を言語として生活する聴覚障がい者等の利便性の向上と相談支援体制の充実を図ります。
主な担当課	市民福祉部社会福祉課

② 児童福祉の充実

取組項目 1	【再掲】子育て情報配信アプリを活用した子育て情報の発信
取組内容	子育て世帯への情報発信や保護者及び関係者等との情報交換の場を提供するアプリを作成し、サービスを提供するとともに、アプリの利用を促進します。
目指す成果	子育て世帯の負担軽減、不安感や孤立感の解消を図るとともに、情報配信の高度化、省力化及びコスト削減に努めることにより、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実を目指します。
主な担当課	市民福祉部子育て支援課

取組項目 2	【再掲】翻訳機を活用した外国籍の園児に対する保育サービスの充実
取組内容	日本語がほとんど話せない外国籍の保護者や園児とのコミュニケーションを図るため、必要に応じ、公立園に翻訳機を整備します。
目指す成果	保育園における外国籍の保護者及び園児との意思疎通を図るとともに、外国籍の園児に対する保育サービスの充実を図ります。
主な担当課	市民福祉部子育て支援課

取組項目 3	児童クラブ及び児童館(室)へのスマートフォンの整備
取組内容	ネット環境の無い児童クラブ及び児童館(室)における情報通信機器を、旧型携帯電話やダイヤル式設置電話等からスマートフォンに更新(整備)します。
目指す成果	児童クラブ及び児童館(室)における ICT 環境を整備するとともに、業務の効率化、情報共有による連携の強化及び利用者に対する利便性の向上を図ります。
主な担当課	市民福祉部子育て支援課

③ 高齢者福祉の充実

取組項目 1	【再掲】認知症高齢者等見守りシステムの導入
取組内容	行方不明となった認知症高齢者等の早期発見と保護につなげるためのシステムを導入し、サービスを提供するとともに、システムの利用を促進します。
目指す成果	認知症高齢者等を地域全体で支える見守りネットワークを拡充します。
主な担当課	市民福祉部高齢福祉課

④ 障がい者福祉の充実

取組項目 1	【再掲】聴覚障がい者に対する相談支援体制の充実
取組内容	聴覚障がい者等が、聞こえる者と同等に市に対し連絡を取ることができる体制を確保するため、ビデオ通話・文字チャットを導入します。
目指す成果	手話を言語として生活する聴覚障がい者等の利便性の向上と相談支援体制の充実を図ります。
主な担当課	市民福祉部社会福祉課

⑤ 健康づくりの推進

取組項目 1	健康アプリを活用した健康づくりの推進
取組内容	健康行動の取り組みに対するポイントの付与とポイントに応じた特典が得られる仕組みを構築した健康アプリを作成し、健康づくりへの動機づけと習慣化を推進していきます。
目指す成果	楽しみながら続けられる健康づくりの推進を図ります。
主な担当課	市民福祉部健康増進課

⑥ 地域医療体制の充実

取組項目 1	坂井市立三国病院における自動受付機及び自動支払機の設置（導入）
取組内容	坂井市立三国病院の外来受付に、自動受付機及び自動支払機を設置（導入）します。
目指す成果	外来時の受付及び支払の時間短縮による受診者の利便性の向上、並びに業務の効率化と経費の削減を図ります。
主な担当課	坂井市立三国病院

⑦ 社会保障制度の安定的な運営

取組項目 1	国保データベース（KDB）システムを活用した地域の健康水準の向上
取組内容	特定健診・特定保健指導、医療及び介護保険等において、国保連合会のKDBシステムを活用し、効率的で効果的な保健事業及び介護予防事業、将来的には「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業の実施を推進します。
目指す成果	本市の健康課題を明らかにし、医療費の抑制を図ることにより、国民健康保険制度をはじめとする社会保障制度の安定的な運営に努めます。
主な担当課	市民福祉部保険年金課

3) **基本目標** 学ぶ意欲を支えるまちづくり **【教育分野】**

① 学校教育の充実

取組項目 1	プログラミング教育の推進（小学校）
取組内容	令和2年度（2020年度）から小学校において必修化となるプログラミング教育に必要な教材を整備（購入）し、プログラミング教育を推進します。
目指す成果	プログラミング教育に係る授業の円滑な実施と教員の負担軽減を図るとともに、小学生のプログラミング的思考（論理的思考）、創造性及び問題解決能力の育成に努めます。
主な担当課	教育委員会事務局学校教育課

取組項目 2	電子黒板機能付常設プロジェクター及びスクリーンの整備
取組内容	学校の教室に電子黒板機能付常設プロジェクター及びスクリーンを整備します。
目指す成果	ICT に対する生徒の興味や関心を高めることにより ICT 教育の推進につなげるとともに、教材作成等に関する教員の負担軽減を図ります。
主な担当課	教育委員会事務局学校教育課

取組項目 3	デジタル教科書の導入（小・中学校）
取組内容	小学校の主要4教科（国語・算数・社会・理科）及び中学校の主要5教科（国語・数学・社会・理科・英語）のデジタル教科書を導入します。
目指す成果	デジタル教科書を活用した視覚的に分かりやすく、対話的で深い学びができる授業を実施することにより、学校教育の質の向上及び教材作成等に関する教員の負担軽減を図ります。
主な担当課	教育委員会事務局学校教育課

取組項目 4	学校ネットワークの集約化
取組内容	現在、各学校に設置されているサーバ*等の主要機器を市役所本庁に設置（センターサーバ化）することにより、学校ネットワークを集約化します。
目指す成果	学校ネットワークの強靱化、学校間・教員間の情報共有を図るとともに、導入コスト及び運用コストの削減を推進します。
主な担当課	教育委員会事務局学校教育課

取組項目 5	GIGA スクール構想に基づく児童・生徒への学習用 ICT 端末の整備
取組内容	市内全小・中学校の児童・生徒全員に1台ずつの学習用 ICT 端末（ノートパソコン・タブレット等）を計画的に整備するとともに、小・中学校の校内 LAN 環境を整備します。
目指す成果	子供たち一人ひとりに個別最適化された、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に取り組み、児童・生徒の情報活用能力の育成を推進します。
主な担当課	教育委員会事務局教育総務課

② 社会教育・生涯学習の充実

取組項目 1	SNS を活用した成人式の情報発信の強化
取組内容	成人式の運営において LINE などの SNS を活用して、成人式実行委員会と新成人の間における情報の共有及び発信を図るとともに、成人式当日の様子を配信します。
目指す成果	成人式実行委員会及び成人式参加者の利便性の向上を図るとともに、情報発信の強化に努めます。
主な担当課	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

取組項目 2	インターネットを活用した図書館サービスの充実
取 組 内 容	市内図書館全館に Wi-Fi（無料公衆無線 LAN 環境）を設置するとともに、坂井市立図書館ホームページを活用して、図書館サービスの情報発信や図書のインターネット予約サービスなどを提供します。
目指す成果	図書館利用者の利便性の向上とインターネットを活用した図書館サービスの充実を図ります。
主な担当課	教育委員会事務局坂井市立図書館

③ 歴史・文化・芸術の伝承と振興

取組項目 1	インターネットを活用した文化情報の発信及び文化施設間の連携
取 組 内 容	市及び文化施設の連携を図るため、それぞれのホームページをリンクさせるとともに、各文化施設のホームページや SNS を活用してイベント紹介や募集案内をはじめとする本市の文化情報の発信を行います。
目指す成果	市と文化施設が連携しながら、一体となって坂井市の文化情報を広く発信することにより、本市の文化振興及び市内外における文化交流を図ります。
主な担当課	教育委員会事務局文化課

④ 生涯スポーツの振興

取組項目 1	スポーツ施設における Wi-Fi 環境の整備
取 組 内 容	ワールドマスターズゲームズなどの国際スポーツ大会の開催にあわせて、競技会場（スポーツ施設等）における Wi-Fi 環境（無料公衆無線 LAN 環境）の整備について検討を行い、必要に応じて仮設の設備を設置します。
目指す成果	海外からの競技参加者、大会関係者及び観客等に対する情報発信の強化と利便性の向上を図ります。
主な担当課	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

4) **基本目標** 自然と共生できるまちづくり **【環境分野】**

① 自然環境の保全と共生

取組項目 1	電力デマンド測定機器を活用した市役所庁舎の使用電力量の抑制
取組内容	電力デマンド測定機器により管理された空調管理システムを市役所庁舎に導入し、使用電力量の最大値（デマンド）を抑制します。
目指す成果	経費の削減を図るとともに、坂井市として省エネルギー対策に取り組むことにより地球温暖化対策を推進し、自然環境の保全に努めます。
主な担当課	財務部監理課

② 循環型社会の構築

取組項目 1	ごみ分別アプリを活用したごみの減量化と再資源化の推進
取組内容	ごみの分別方法や収集日などの情報を提供するアプリを作成し、サービスを提供するとともに、アプリの利用を促進します。
目指す成果	ごみの分別等に関する情報伝達手段の強化を図ることにより、市民の利便性の向上、並びにごみの減量化及び再資源化を推進します。
主な担当課	産業環境部環境推進課

③ 生活環境の保全と充実

取組項目 1	大気汚染監視テレメーターシステムを活用した大気汚染状況の監視
取組内容	大気汚染監視テレメーターシステムにより、大気汚染状況の常時監視を行うとともに、その結果を県のホームページを通じてリアルタイムに公表します。
目指す成果	自然環境を保全し、市民の良好な生活環境を維持することにより、市民の健康を守ります。
主な担当課	産業環境部環境推進課

④ 美しい景観資源の活用

取組項目 1	美しい景観資源を活用した PR 映像の作成
取組内容	「ふくい嶺北連携中枢都市圏」連携市町の景観に優れた眺望スポットを発信するための景観 PR 映像を作成するとともに、その映像を連携市町のホームページや動画共有サイト等を活用して公開します。
目指す成果	ふるさとの特徴として発信できる自然や歴史など、本市の美しい景観資源を発信するとともに、「ふくい」を強く印象付ける広域景観の形成を図ります。
主な担当課	建設部都市計画課

5) **基本目標** 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり **【産業分野】**

① 農林水産業の振興

取組項目 1	スマート農業*の導入に対する支援
取組内容	スマート農業の導入に対する支援を推進するとともに、市内の圃場における GPS*基地局の整備についての検討を行います。
目指す成果	スマート農業の導入による農作業の省力化や収穫量の拡大、農作物の高品質化を推進することにより、市内農業の振興を図ります。
主な担当課	産業環境部農業振興課

取組項目 2	鳥獣被害対策支援システムの導入
取組内容	箱わな ICT やスマートデバイス*等による有害鳥獣の捕獲強化や業務の省力化を図るため、クラウド型の鳥獣被害対策支援システムを導入します。
目指す成果	有害鳥獣対策に係る業務の省力化と効率的な有害鳥獣の捕獲による農作物被害の低減を図ります。
主な担当課	産業環境部農業振興課

② 商工業の振興

取組項目 1	「カイモンカード」を活用した市内商店街の活性化
取組内容	坂井市商業振興組合により統一されたポイントカード(カイモンカード)の活用と運用を支援するとともに、令和 2 年度より「カイモンカード」に行政ポイント*を付与する事業を実施します。
目指す成果	市内の商店及び商店街の活性化、並びに市内における消費の拡大と消費者の利便性の向上を図ります。
主な担当課	産業環境部観光産業課

③ 観光の振興

取組項目 1	インターネットを活用した観光情報発信の強化
取組内容	既存の観光パンフレットの集約化やデジタルデータへの更新などにより観光情報を整理するとともに、SNS やホームページなど、できるだけ多くの手段を駆使し、タイミングに応じて必要となる観光情報の効果的な発信を図ります。
目指す成果	観光情報の発信の強化を図ることにより、本市への誘客と新しい観光客の取り込みを強化します。
主な担当課	産業環境部観光産業課

取組項目 2	観光施設における Wi-Fi 環境の整備
取組内容	観光施設への Wi-Fi 環境(無料公衆無線 LAN 環境)を順次整備するとともに、Wi-Fi 環境整備済みの観光施設の SSID の統一による利便性の向上や Wi-Fi 環境の面的な整備を推進します。
目指す成果	多様な観光ニーズに対応するための環境整備を推進するとともに、観光客の利便性の向上を図ります。
主な担当課	産業環境部観光産業課

取組項目 3	広域観光アプリを活用した観光情報の提供
取 組 内 容	坂井市、あわら市、勝山市、永平寺町、石川県加賀市の 5 市町で構成している「越前加賀インバウンド推進機構」において開発した広域観光アプリの更なる内容の充実や利便性の向上を図り、アプリの利用を促進します。
目指す成果	越前加賀地域を訪れる外国人旅行者に対する観光情報の発信の強化と利便性の向上を図ります。
主な担当課	産業環境部観光産業課

④ 働く環境の充実

取組項目 1	【再掲】インターネットを活用した UIJ ターン就職希望者に対する情報発信の強化
取 組 内 容	市ホームページや SNS（坂井市公式フェイスブック等）を活用して、全国に向けて本市の魅力や住みよさを発信し、UIJ ターン就職希望者等に対して本市の PR を行うとともに、移住・定住に関する情報の提供を行います。
目指す成果	UIJ ターン就職希望者や若い世代に対して本市の魅力や住みよさを PR することにより、移住・定住の促進を図ります。
主な担当課	総合政策部企画情報課

6) **基本目標** 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり **【都市基盤分野】**

① 災害に強いまちづくりの推進

取組項目 1	坂井市総合防災情報システムの導入
取組内容	新庁舎の完成にあわせて、新庁舎の災害対策本部室内に坂井市総合防災情報システムを導入します。
目指す成果	国や県との情報共有や災害状況の的確な把握に努め、防災・減災対策を推進することにより、災害から市民の生命と財産を守ります。
主な担当課	総務部安全対策課

取組項目 2	防災アプリを活用した災害情報の提供
取組内容	災害に関する情報などを提供する防災アプリを作成し、サービスを提供するとともに、アプリの利用を促進します。
目指す成果	災害情報の伝達手段の強化・充実を図り、防災・減災対策を推進することにより、災害から市民の生命と財産を守ります。
主な担当課	総務部安全対策課

取組項目 3	防災行政メールの登録の推進（防災情報の提供）
取組内容	災害情報などの情報伝達の強化を図るため、防災行政メールの登録を推進します。
目指す成果	災害情報や緊急情報を速やかに市民に直接提供することにより、災害から市民の生命と財産を守ります。
主な担当課	総務部安全対策課

② 安全・安心対策の充実

取組項目 1	防災行政メールの登録の推進（防犯情報の提供）
取組内容	防犯情報などの情報伝達の強化を図るため、防災行政メールの登録を推進します。
目指す成果	防犯に関する情報や緊急情報を速やかに市民に直接提供することにより、犯罪から市民を守ります。
主な担当課	総務部安全対策課

③ 住環境の整備

取組項目 1	空家等データベースの整備
取組内容	空家等の所在地、全体調査や個別調査の結果及び特定空家の認定状況などの情報を共有するため、空家等データベースを整備します。
目指す成果	空家等に関するデータベース化を推進することにより、庁内における情報の共有と事務の効率化を図ります。
主な担当課	建設部都市計画課

④ 安定した水の供給と良好な水環境の維持

取組項目 1	集中監視システムを活用した配水場等の状況監視
取組内容	市内各所に点在している配水場等の水位、流量及び水質などの運転状況を坂井浄水場に設置されている集中監視システムにて集中的に監視・管理します。
目指す成果	作業の効率化及び維持管理費の低減を推進するとともに、災害時における情報収集の迅速化を図ります。
主な担当課	建設部上下水道課

取組項目 2	スマートフォン検針の導入
取組内容	検針の方法を、従来のハンディターミナルによる検針から、スマホアプリと通信サーバーを活用したスマートフォン検針に変更します。
目指す成果	上下水道利用者へのサービス向上と検針作業の効率化及びセキュリティリスクの低減を図ります。
主な担当課	建設部上下水道課

取組項目 3	【再掲】上下水道料金の納付方法の多様化の推進
取組内容	スマホ決済やクレジットカード収納など、納付チャネルの新規導入による上下水道料金の納付方法の多様化を推進します。
目指す成果	上下水道利用者の利便性と上下水道料金の収納率の向上を図ります。
主な担当課	建設部上下水道課

取組項目 4	【再掲】市役所における Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスの導入(上下水道料金)
取組内容	上下水道使用者が金融機関に出向くことなく、市役所にて口座振替の手続を即時に完了させることができるよう、市役所窓口に Pay-easy 端末を設置します。
目指す成果	上下水道利用者の利便性の向上、上下水道料金の口座振替の推進及び事務負担の軽減を図ります。
主な担当課	建設部上下水道課

⑤ 暮らしを支える道路網の整備

取組項目 1	除雪状況管理システムの導入
取組内容	除雪車の位置情報のリアルタイム確認や稼働時間及び移動距離の集計を効率的に行うため、除雪車に GPS 端末を取り付けるとともに、除雪状況管理システムを導入します。
目指す成果	効果的で効率的な除雪作業を実施することによる除雪作業の早期完了と冬期間の市民生活の安全の確保に努めます。
主な担当課	建設部建設課

⑥ 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実

取組項目 1	コミュニティバスの運行路線等の web 検索サービスへの対応
取組内容	コミュニティバスの時刻表や運行路線等の検索を web 上で可能にするため、コミュニティバスの時刻表や運行路線等を共通データ (GTFS*) 化し、バスの運行路線等の web 検索サイトへ提供します。
目指す成果	コミュニティバスの運行路線等の検索が容易にできる環境を整備することにより、バス利用者の利便性の向上と利用促進を図ります。
主な担当課	市民福祉部市民生活課

⑦ 情報ネットワーク社会の構築

取組項目 1	【再掲】市役所窓口サービスの多言語化の推進
取組内容	市役所を訪れる外国籍の市民等との多言語による意思疎通を図るため、ICT 機器 (多言語翻訳機等) を活用した窓口サービスを導入します。
目指す成果	市役所を訪れる外国籍の市民等の利便性の向上と適切で分かりやすい行政サービスの提供に努めます。
主な担当課	総務部総務課

取組項目 2	【再掲】RPA 導入による業務の効率化
取 組 内 容	業務の効率化が見込める業務に対し、RPA 及び AI-OCR を導入します。
目指す成果	業務の効率化及び時間外勤務の縮減を図ります。
主な担当課	総務部行政経営課

取組項目 3	オープンデータ化の推進
取 組 内 容	本市が保有する情報のオープンデータ化の推進、二次利用*しやすいデータ形式での公開及び推奨データセット*への取り組みを検討します。
目指す成果	行政に対する透明性・信頼性の向上及び地域経済の活性化を図ります。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 4	Society5.0 の実現に向けた先進情報技術の活用（導入）
取 組 内 容	5G*（第 5 世代移動通信システム）を利活用しながら、IoT や RPA、人工知能（AI）、ビッグデータなどの先進情報技術の活用（導入）についての検討を行います。
目指す成果	国の第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された「Society5.0」の実現を目指します。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 5	市内公共施設における Wi-Fi 環境整備の検討
取 組 内 容	市内公共施設における Wi-Fi 環境（無料公衆無線 LAN 環境）を順次整備するとともに、Wi-Fi 環境整備済みの市内公共施設の SSID の統一について検討を進めます。
目指す成果	市内公共施設の利用者の利便性の向上を図ります。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 6	情報セキュリティの強化
取 組 内 容	坂井市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策に係る取り組みを実施するとともに、情報収集や研修等への参加を通じ、情報セキュリティ人材の育成を推進します。
目指す成果	本市が保有する情報資産の機密性*、完全性*及び可用性*を維持します。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 7	行政手続等におけるオンライン化の推進
取 組 内 容	福井県電子申請サービスやマイナポータル*における電子申請機能（ぴったりサービス）等を活用し、行政手続等の電子化を推進します。
目指す成果	市民の利便性の向上と質の高い行政サービスの提供を図るとともに、業務の効率化を推進します。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 8	【再掲】庁内統合型 GIS システムを活用した業務の効率化
取 組 内 容	操作研修会の開催及び業務担当課に対する技術的助言等を通じ、庁内業務における GIS システムの活用を推進します。
目指す成果	庁内業務の効率化・高度化及びコストの削減を推進するとともに、質の高い行政サービスの提供に努めます。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 9	ICT 部門における業務継続計画（ICT-BCP*）の策定
取 組 内 容	大規模災害や事故発生時において、情報システム等が中断した際の初動対応や復旧業務の優先順位等をまとめた「ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）」を策定します。
目指す成果	大規模災害や事故発生時における情報システム等の被害を最小限にとどめるとともに、行政サービスの低下による市民生活や経済活動等への影響を抑えることにより、災害等からの早期復旧を図ります。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 10	地域 SNS「わいわ e-ねっとさかい」の利用促進
取 組 内 容	まちづくり団体等を対象とした市民に対する操作説明会等を開催するとともに、地域 SNS を活用した市政情報の発信強化に努めます。
目指す成果	地域 SNS の活用を通じ、地域（坂井市）に特化した情報の交換、地域コミュニティの活性化及びまちづくりへの市民参画の促進を図ります。
主な担当課	総合政策部企画情報課

取組項目 11	マイナンバーカードの普及促進
取 組 内 容	マイナンバーカード取得によるメリットを市民に周知するとともに、交付・更新手続きに係る受付体制を強化します。
目指す成果	マイナンバーカードの取得率の向上を目指します。
主な担当課	市民福祉部市民生活課

取組項目 12	各種証明書コンビニ交付サービスの普及促進
取 組 内 容	マイナンバーカードを交付する際などに、各種証明書コンビニ交付サービスのメリットを市民に周知することにより、サービスの普及促進を図ります。
目指す成果	行政サービスの利便性の向上による市民サービスの充実を図ります。
主な担当課	市民福祉部市民生活課

取組項目 13	戸籍情報システムのセキュリティ強化
取 組 内 容	優れたセキュリティ機能を有し、機密性・完全性・可用性が確保できる新しい戸籍情報システムを導入します。
目指す成果	戸籍情報システムで管理している情報に関するセキュリティの強化及び災害時における可用性の向上を図ります。
主な担当課	市民福祉部市民生活課

取組項目 14	総合窓口システムの導入
取 組 内 容	新庁舎における窓口業務の開始にあわせて、総合窓口システムを導入します。
目指す成果	市役所窓口における待ち時間の短縮と手続きに係る負担の軽減により、行政サービスの利便性の向上を図ります。
主な担当課	市民福祉部市民生活課

9 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施にあたっては、「サイバーセキュリティ*基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 13 年 3 月 30 日策定。平成 30 年 9 月 25 日改定。）」、「坂井市情報セキュリティポリシー（平成 18 年 9 月 22 日施行）」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「坂井市個人情報保護条例（平成 18 年坂井市条例第 17 号）」に基づく適正なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めます。

10 用語説明

*（アスタリスク）付きの用語については、本項を参照してください。

<50 音順>

用 語		意 味
あ	アクセシビリティ	情報通信分野においては、年齢的・身体的な条件に関わらず、高齢者や障がい者などのハンディを持つ人であっても、情報や Web サービス、ソフトウェア等が円滑に利用できることを意味する。
	アプリケーション（アプリ）	作業の目的に応じて開発されたコンピュータ上で使用するソフトウェアのこと。ワープロソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど様々な種類がある。
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
か	官民データ	国、地方公共団体若しくは事業者によって、その事務又は事業の遂行にあたり、管理、利用又は提供される電子データのこと。なお、本計画における「官民データ」は、市が自ら保有するデータが中心となる。
	基幹系システム	行政機関等において、業務の中心的な役割を果たしている情報システムのこと。行政機関においては、住民情報や税情報など、市民情報にかかわる情報システムが基幹システムとなる。
	機密性・完全性・可用性	情報セキュリティの3要素のこと。 ・機密性：情報にアクセスすることが認可されたものだけがアクセスできることを確実にすること。 ・完全性：情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること。 ・可用性：認可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。
	共通語集基盤	分野や組織を横断してデータを交換するために、データ項目やデータ構造等を整理した枠組みのこと。
	行政ポイント	自治体が、その自治体の財源を原資として独自に発行するポイントのこと。健康ポイントなどがある。
	クラウド（クラウドコンピューティング）	インターネットなどのネットワークを利用して、サーバやアプリ等をサービスの形で提供する利用形態のこと。
さ	サーバ	ネットワーク上で情報やサービスを提供するコンピュータのこと。なお、サーバに対して、情報やサービスを要求するコンピュータを「クライアント」という。
	サイバーセキュリティ	電子情報の安全管理のための対策、並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保のための対策が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること。

用 語		意 味
	推奨データセット	国において、地方公共団体によるオープンデータの公開と利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう、公開することが推奨されるデータセット及びフォーマットの標準例をとりまとめたもの。
	スマートデバイス	様々な用途に使用可能な、情報処理機能を有する電子機器（多機能端末）のこと。スマートフォンやタブレット端末など。
	スマート農業	ロボット技術や ICT を活用し、農業の省力化、精密化及び高品質生産の実現等を推進する新たな農業のこと。スマート農業の活用により、農作業における省力化・軽労化を推進するとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される。
た	地域情報プラットフォーム	様々なシステム間の連携（電子情報のやりとり等）を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール（標準仕様）のこと。
	チャット	インターネットで、複数の人と同時に文字やイラストを用いて会話できる仕組みのこと。チャット（chat）とは“おしゃべり”の意味。
	中間標準レイアウト	地方公共団体の情報システムの更改に際し、既存システムから次期システムへのデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイル用のレイアウト仕様のこと。中間標準レイアウト仕様の活用により、システム更改時における円滑なデータ移行や移行コストの削減が可能。
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。情報格差ともいう。
な	二次利用	特定の目的のために収集・作成されたデータ（一次データ）を複製、加工、頒布及び転載等により利用すること。
は	ビッグデータ	ボリュームが膨大で、かつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関するデータなど。
ま	マイキープラットフォーム	マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを一枚にするとともに、行政ポイント（各自治体の健康ポイントなど）をクラウド化することにあわせ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした事業。総務省は、利用者の ID 等を格納する「マイキープラットフォーム」と、地域経済応援ポイント協力企業のポイントを変換・合算する機能などを有する「自治体ポイント管理クラウド」等の情報基盤を構築した。

用 語		意 味
	マイナポータル	マイナンバー制度の導入にあわせて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできる、政府が運営するポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
	マイナンバー (個人番号)	日本国内に住民票を有する全ての人が、一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する人には、住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤で、その利用範囲は法令等で限定されており、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。
	無線 LAN	電波を利用して無線でデータを送受信する LAN のこと。公共施設や交通機関などで、多くの人が利用できるよう整備しているものを公衆無線 LAN という。代表的な無線 LAN の規格として、「Wi-Fi」がある。

<アルファベット・数字順>

用 語		意 味
A	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。人工的な方法による学習や判断などの知的な機能の実現、及び人工的な方法により実現した機能の活用に関する技術のこと。
	AI-OCR	Artificial Intelligence - Optical Character Recognition の略。手書きの書類や帳票の文字を、AI（人工知能）技術を活用して高精度で読み取りを行い、データ化する新しい OCR（光学的文字認識）技術のこと。
B	BCP	Business Continuity Plan の略。事業継続計画のこと。行政機関等が、災害やシステム障害、不祥事などの緊急事態に遭遇した場合に、被害を最小限にとどめつつ、重要な業務の継続又は早期の復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
	BPR	Business Process Reengineering の略。業務改革のこと。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って業務プロセス全体について、職務、業務フロー、管理機構及び情報システムを再設計すること。
C	CIO	Chief Information Officer の略。「最高情報統括責任者」などと訳される、行政機関等の組織において情報化戦略を立案・実行する責任者のこと。
F	FAQ	Frequently Asked Questions の略。「よくある質問」と「その回答」を集めたもので、コンピュータやアプリケーションを利用した際に生じる疑問や質問のうち、頻繁に回答しているものをまとめたもののこと。

用 語		意 味
G	GIS	Geographic Information System の略。地理情報システムのこと。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムのこと。
	GPS	Global Positioning System の略。全地球測位システムのこと。人工衛星を利用して、自分が地球上にいる位置を正確に測定できるシステムのこと。
	GTFS	General Transit Feed Specification の略。公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通のオープンフォーマットののこと。
I	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。従来から使われていた IT(Information Technology の略。情報技術のこと。)に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識する言葉として使用されている。
	IoT	Internet of Things の略。「モノのインターネット」のこと。自動車・家電・ロボット・施設など、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表している。
L	LAN	Local Area Network の略。同じ建物内などの比較的近い距離でコンピュータを接続するネットワークのこと。LAN を導入すると、同じ LAN に接続しているコンピュータとのファイル共有やプリンタの共有などを行うことができる。
	LGWAN	Local Government Wide Area Network の略。「総合行政ネットワーク」のこと。LGWAN は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークで、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続している。また、府省間ネットワークである「政府共通ネットワーク」との相互接続により、国の機関との情報交換を行っている。
P	Pay-easy（ペイジー）	税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン、携帯電話、ATM から支払うことができるサービスのこと。
R	RPA	Robotic Process Automation の略。従来は人の手で行っていた定型業務を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットにより、自動処理（自動化）すること。
S	SNS	Social Networking Service の略。インターネットを利用して人と人との社会的な（ソーシャル）つながり（ネットワーキング）を構築することができるサービスの総称のこと。主な SNS として、Twitter、Facebook、LINE 及び Instagram などがある。

用 語		意 味
	Society5.0 (ソサエティ 5.0)	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる、人間中心の社会のこと。国の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。なお、スマートシティは、Society5.0の先行的な実現の場といわれている。
	SSID	Service Set Identifier の略。無線 LAN のアクセスポイント（接続先）を識別するため割り当てる固有の名称。SSID 名を統一する事で、利用者は別のアクセスポイントでも容易に無線 LAN に接続することができる。
V	VR	Virtual Reality の略。仮想現実（仮想空間）のこと。コンピュータの中で、目の前にある現実とは異なる、現実に近い仮想現実（仮想空間）を表現する技術のこと。
W	Wi-Fi	無線通信の国際標準通信規格で、IEEE 802.11 シリーズを利用した無線通信のこと。無線 LAN の通信規格のひとつ。業界団体の「Wi-Fi Alliance（ワイ・ファイ・アライアンス）」が発行しており、相互接続性などに関する試験をパスした装置には、Wi-Fi のマーク（ロゴ）の表示が許可されている。
5	5G	G とは Generation（世代）の略で、「第〇世代移動通信システム」のことを「〇G」といい、5G は「第5世代移動通信システム」のこと。携帯電話などの通信に用いられる移動通信システムの「5 世代目」で、「超高速」だけでなく、「多数接続」や「超低遅延」といった特徴を持つ、2020 年からの実現が期待されている次世代の移動通信システムのこと。

坂井市 I C T 活用推進計画

(令和 2 年 3 月策定)

発 行 福井県坂井市

編 集 坂井市総合政策部企画情報課

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄第 1 号 1 番地

TEL : 0776-50-3013

FAX : 0776-66-4837

e-mail : kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp